

会議名	第10回 板橋区長期基本計画審議会
開催日時	平成17年5月23日(月) 午後3時から5時まで
開催場所	板橋区役所11階 第一委員会室
出席者	<p>〔委員〕24人 和田守(会長)、中井検裕(会長代理)、三橋規宏、山下泰子、渡部茂、大澤清重、大野喜久雄、大原雅榮、坂口和子、杉田尚史、原田曠暉、吉川宏、坂本静枝、田崎百合繪、平岩宏子、菊田順一、中村静代、佐々木としたか、郷野洋次郎、大田伸一、松島道昌、小島基之、細野卓、佐藤廣 (欠席:8人)</p> <p>〔幹事〕9人 安井政策経営部長、金子総務部長、宅間区民文化部長、北川健康生きがい部長、吉田福祉部長、久保田児童女性部長、中村都市整備部長、弓削多土木部長、松浦教育委員会事務局次長 (欠席:2人)</p> <p>〔事務局〕安井政策経営部長、大迫政策企画課長、橋本財政課長 ほか5人</p>
会議の公開 (傍聴)	公開
傍聴者数	8人
議題	1 中間答申に対する区民意見について 2 基本構想案について 3 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について 4 その他 5 閉会
配付資料	1 中間答申に対するパブリックコメント <事前配布> 2 中間答申説明会・区民意見のまとめ <事前配布> 3 中間答申に対する修正方針 <当日配布> 4 基本計画に盛り込むべき施策のあり方の方針 <当日配布> 5 長期基本計画審議会委員及び幹事名簿 <当日配布> 6 長期基本計画審議会スケジュール <当日配布>
審議状況 (会議概要)	事務局:定刻となりましたので、ただいまから第10回板橋区長期基本計画審議会をはじめさせていただきます。まず、会長よりご挨拶をお願いいたします。 会長:みなさま、こんにちは。3月15日に中間答申のまとめをしていただきまして、それから2か月がたちましたが、決して休んでいたわけではなく、4月9日には区民の方々への説明会が行われたほか、起草委員会の方にご尽力いただき、区民の方々の意見等々をまとめていただきました。本日より、最終答申に向けての審議をお願いしたいと思っております。基本構想だけでなく、基本計画に

盛り込むべき施策のあり方についても、本日から審議していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。お忙しい中ご苦勞様ですが、活発にご意見を言っていたきたいと思います。

事務局：ありがとうございました。ここで審議会委員に交代がございましたので、新たにご就任の5名の方をご紹介します。商店街連合会会長の原田委員、区議会議長菊田委員、区議会副議長中村委員、区議会議員佐々木委員、また本日は所用により欠席されておりますが、もうお一人区議会議員佐藤委員でございます。また、4月の組織改正によりまして、区側の幹事として一人追加となりました、今福悠・産業経済部長でございます。本日は8名の方が都合により欠席されております。また、本日も傍聴の方々がお見えになっています。それでは会長、審議をよろしくお願いいたします。

会長：それでは、審議に入らせていただきます。まず開会にあたりまして、事務局より本日の進め方について説明いただきたいと思います。あわせて事前にお送りした資料から若干修正があるそうですので、資料修正内容も含めて説明をお願いいたします。

事務局：はじめに、以前お配りしました次第の訂正をさせていただきたいと思います。以前次第の4番目に「基本計画に盛り込むべき施策について」と記述いたしましたが、これは「基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」の誤りです。それでは、資料の説明になりますが、3月に中間答申をまとめていただきまして、4月2日から20日にかけてパブリックコメントを行いました。これからの審議会といたしましては、9月の最終答申に向けまして、諮問事項であります「基本構想」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」についてさらに検討していただきたいと思います。事前に配付させていただきました資料1・2につきましては、お手元に差し替えさせていただいております。資料1は中間答申に対するパブリックコメントですが、事前に配付しておりました資料では「審議会の考え方」の欄は空白でしたが、5月17日に開催いたしました起草委員会で「審議会の考え方」を検討し、まとめましたので、その内容を載せております。資料2につきましては4月9日に開催いたしました中間答申の説明会で、区民のみなさまからいただいた意見をまとめたものです。資料3は第9回審議会で委員のみなさまからいただいた意見と資料1・2の意見から反映すべき意見を中間答申に沿って記載している資料でございます。資料4はこれからの審議会で検討していただきます「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について、どのような検討を行っていただくかの方針案でございます。資料5は新しい審議会委員及び幹事の名簿、資料6は今後のスケジュールとなっております。

会長：ご苦勞様でした。先ほど申し上げたように本日から中間答申への区民の方々からいただきましたご意見を踏まえながら、基本構想についての答申をまとめていくとともに、基本計画に盛り込むべき施策のあり方について、9月の最終答申に向けて審議していきたいと思えます。まずは資料1と2に関して、中間答申に対する区民の方々のご意見について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

1 中間答申に対する区民意見について
事務局より資料1・2について説明した。

会長：ご苦労様でした。資料1につきましては、1ページから8ページにわたる63件についての説明でした。パブリックコメントにつきまして審議会でも対応するか、右側に書いてあるものが起草委員会でまとめていただいたものなのですが、ご意見の内容と意見に関する審議会の考え方を取りまとめまして、広報紙及びホームページで公表していくこととなります。これから意見をお受けしまして、これでいいのかどうか、さらに再検討すべきものもあろうかと思しますので、ご意見をいただきたいと思います。

山下委員：私は起草委員の一人として、5月17日の起草委員会の折にも申し上げた箇所なのですが、パブリックコメントの15番にあります「男女平等参画」に関するところが、位置付けが「B」になったことに不満を持っています。また、資料2の1ページ目「基本理念について」というところには、男女平等参画についての記述がないという意見があり、項目がずっと同じような主張になっているかと思えます。中間答申を拝見いたしますと、「策定の視点」のところ「男女がともに参画し、家族や社会のために自分の力が発揮できる社会の実現に取り組むという考え方も基調としています。」と説明文にはあるのですが、基本理念の「いのちと個性の尊重・まちづくりへの参画・未来への責任」のそれぞれの説明文に、まったく「男女」という言葉が入ってきません。もちろん、「だれもが」「それぞれが」という表現に当然「男女」が入っているということで、資料1の3ページ目の答申への反映への考え方に、「基本理念である」というようにご指摘になられて、「B」という位置付けなのですが、こうした基本計画の場合に、言葉として表現されているのかどうかということが、後になって大変大切になってくるのではないかと思います。せめて基本理念の(2)「まちづくりへの参画」のところ、「それぞれが対等の立場から」という前に、「男女をはじめとする多様な視点を尊重し」などといった言葉を入れていただけたら、区民のみなさまのパブリックコメント、または区民説明会でのご意見に沿うものになるのではないかと考えます。

会長：どうもありがとうございました。多少時間の関係もございますので、他の意見もお受けして、ある程度まとめて議論できるところは議論していきたいと思えます。今のご意見としては、山下先生の強いご意向だと思えます。

郷野委員：資料2「将来像・基本目標について」とありますが、今までの審議の中でも申し上げてきたのですが、「いきいき暮らす」となっていますが、その主語はだれなのかという素朴な疑問が区民の中からも出されています。大きなテーマとして「いきいき暮らす」なのか、行政が将来像を描きながら、区民のみなさまを「いきいき暮らす」という方向に導いていくのか、といった観点から見ますと、板橋区民が板橋区において「いきいき暮らせるまち」、「だれもがいきいきと暮らしていけるまち」といったイメージが良いと思えます。「暮らすまち」といった表現ですと「では、区としてはどのようにしていくのか?」といった感じを受けましたので、できれば「暮らせるまち」といった表現の方が良いのかと思えます。

会長：では、また後ほど意見を出していただくことにしまして、山下委員のご意見ですが、今までの審議会での議論を振り返ってみまして、また現行の基本構想ですが、私も改めて照らし合わせてみたのですが、言葉として変わったのは、将来像のところ、「活力ある緑と文化のまち」といった部分がだいぶ議論されたところ。それから基本目標が現行では五つでしたが、それを整理統合してきたということがみなさまの議論の中で進めてきたものです。基

本理念にかかわるところなのですが、今回の中間答申ですと、(2)「まちづくりへの参画」の中に、せめて男女平等参画について具体的に読み取れるような表現を入れたらどうかということだったと思います。この部分もこれまでの審議の中でいろいろと出てまいりましたが、現行のものと比べていただきますと、現行のものは第1に「人間性を尊重する」、2番が「地域からの発想を重視する」、3番が「共生の視点を大切にする」、ということが基本理念にあるわけですが、今回の中間答申では1番についてはほぼ現行と同じだと思います。2番は地域からの発想ということで、もう少し区民の方々の参画ということを重視していこうということで議論が進んできたのだと思います。3番は共生の視点ということですが、特にこれからの20年間の板橋区のあり方として、次世代・未来への責任としてまとまってきたのだと思います。そういう経緯の中で、山下委員の意見が、「男女平等参画」ということが策定の視点には入っているが、具体的な理念の文章の中には言葉として入っていないということです。現在までにいろいろと議論してきました、その経過の中で私が受けていますのは、表現が弱いというのも意見としてあるとは思いますが、だいぶ苦労してきた部分でもあるということもご理解いただきたいと思います。具体的に2番のところでは「区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかわる」という部分、そして参画にあたって「それぞれが対等の立場から役割を担い」、そして区との協働を進めるといった言葉を盛り込んできたわけです。まだ不十分だというご意見でしたが、他のみなさまとしてはいかがでしょうか。

松島委員：会長から配慮をしてきた、苦労してきたといった経緯の説明がありましたが、私も山下委員と同じ意見であります。板橋区においては、男女平等参画のための組織も用意してあります。また産業界からもかつて話がありましたが、少子化の中において、女性の活躍の場というのがますます求められています。そういった社会情勢の中においても、標題が合うということが重要であると思っています。位置付けとしての反映の考え方ということで、同じように検討していただきたいと思います。

会長：わかりました。他にご意見はありますか。

大田委員：基本理念は非常に難しいと思います。様々な考え方があるので、そこに明記されていなくても、当然のように含むといった形でなければ、ただ羅列的になってしまうといった点が、この審議会でも議論になったと思います。「男女平等参画」については、審議会の中で「人間性の尊重」といったものに含まれるものだといった解釈もできると思います。どれをどういった表現にしていけば良いのかというのは、書かれていないから入っていないという風には言えないのではないかと私は思います。そしてパブリックコメントの特に「A」についてですが、様々なご意見が寄せられていまして、検討課題ということになっていると思いますが、今後区民の方々がこういった問題や課題に対して、意見がたくさん溢れ出るような状況を、これから20年間でどうやっていくのかというのが大きな課題になると思います。そういった意味では、基本理念に含まれていると思いますし、将来像の「いきいきと暮らす緑と文化のまち“板橋”」は20年たっても色あせない目標としてあるものだと思います。ただ20年という期間でいいのか、ということについても議論は別にあります。結果はこうであるけれども、それに対してどういった考えで行い、考えを取り入れ、また決めたのかという経過をきちんと残すことで説明責任を果たしていくといったことが大切なことだと思います。こういった意見に対しての積み重ねが、今後につながっていくのではないかと思います。

会長：それでは取り扱いについて、私の方から意見を述べさせていただいてまとめていきたいと思
います。男女平等については区民からもご意見をたくさんいただきましたし、委員からもご
意見をいただきました。くどいようですが、現行の基本構想では「個性ある人間としての尊
重」といった表現しかありませんでした。「だれもが個性ある人間として尊重され、自由で
かつ健康で安全な生活を営む」といった表現でしたが、今回は議論の中で「だれもが平等で
個性ある人間」の「だれもが平等」という言葉をかなり強く打ち出しました。また「まちづ
くりの参画」の部分においても「それぞれが対等の立場から」という表現も入れさせていた
だいた、といった経緯がございますので、これは大変恐縮でございますが、会長預かりとい
うことにさせていただいて、「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」などの検討の中で、
この点を特に留意しながら進めていくということで、本日はまとめさせていただきたいと思
います。よろしいでしょうか。

山下委員：私も審議会の後に、多くの区民の女性の方々とお話しさせていただいたり、その他の機会に
意見を伺ったりしておりますので、単純に私個人の意見ではないということもご理解いた
だきたいと思えます。板橋区には「男女平等参画基本条例」がありまして、基本条例というの
は、区には三つしかない条例の一つだと思います。そして国が1999年に「男女共同参画
社会基本法」を制定いたしまして、現在、21世紀の最重要課題として男女共同参画社会の
形成をめざしています。例えば、内閣府には四つの最も重要な会議がおかれていますが、そ
のうちのひとつが「男女共同参画会議」です。小泉内閣は2020年までに、あらゆるリーダ
ーシップを取る場面において、女性の占める割合を30%にするといったチャレンジ支援策
を講じているところです。それに対して今年3月に発表されました板橋区の男女平等に関す
る区民意識調査の第1項目は「男女平等に関する日常的な意識について」といった内容です
が、「結婚したら、家族を養うのが男の責任だと思う」といった質問に対して「そう思う」、
「どちらかと言えばそう思う」という回答が81.5%ということでした。男女平等参画や男
女の固定的役割分担観念を払拭して、新しい世紀は男女が共にいきいきと、それぞれの個性
に応じて生きていくといった基本的な部分が、板橋区はかなり認識が進んでいない状況にあ
ると思えます。ですから、こういったこれからの20年計画に、男女平等ということに関す
る言葉が表現されるということは非常に重要だと認識しています。会長にお任せいたします
ので、よろしく願いいたします。

佐々木委員：私は今回初めての参加になります。平成6年の長期基本計画の時にも、委員として参加して
いまして、以前の審議会よりもだいぶ変わってきたなという印象を持っています。今の議題
について、基本理念の「策定の視点」のところを読んでみまして、いろいろな委員の方々の
考え方を基本として策定されているのだと思います。特に「また、男女が共に参画し」とい
った形で、ここにしっかりと位置付けられていますし、その策定の視点の上に立ったうえで、
あえて本文の中に「平等」「対等」という言葉がたくさん使われています。私自身は、文章
の上のほうできちんとうたってあって、「平等」「対等」という言葉が使われていて、この
考え方が脈々と流れているなという印象を持っておりました。先ほど会長から一任してほし
いということでしたが、私はこの文脈からいっても、板橋区が策定した「男女平等参画社会」
の条例に、正に向かって進んでいると思えますし、遅れているとは思いませんので、それ
をお伝えいたします。

会長：山下委員が提起された問題は、男女平等参画についての取り組みを始めているが、残念ながらまだ「男性優位」という意識はあるので、さらに重視していくべきだという意見だったと思いますし、その点は私自身も十分理解しています。基本構想へ盛り込んでいく時の盛り込み方、同時に基本計画への橋渡しとして、うまく表現を変えることができるのであれば検討していきたいと思いますし、そういった認識で続けさせていただきたいと思います。他にも郷野委員から、将来像の「いきいき暮らす」といったところの意見の中で、どうも主語がはっきりしないのではないかと、というご意見がございました。起草委員会においても「A」とされていますので、配慮しながら修正されると考えております。このパブリックコメントの意見に対する審議会の考え方などホームページ等で公開いたしますが、起草委員会の方々に、もう一度吟味していただくと同時に、私も会長として最終的に確認をしたいと思いますので、ひとまずはご了承いただきたいと思います。続きましては資料3ですが、最終答申に向けて中間答申を修正していかなければならないと考えております。これは当審議会自体の課題ですが、この点についてもご意見をいただいておりますので、まず資料3についての説明をしていただきたいと思います。

2 基本構想案について

事務局より資料3について説明した。

会長：ありがとうございました。3月の中間答申をまとめる段階で、多少積み残していた問題と、パブリックコメントで区民の方からいただいた意見、主に先ほどの「A」の意見を整理させていただいたものが資料3となっています。これは重要なことですので、本来細かく議論していかなければなりません、ある程度まとめながら進めたいと思います。私の方で確認していきますので、ご意見がありましたら、その都度言っていただきたいと思います。4ページの部分に先ほど山下委員から意見があったことを留意させていただきます。5ページの「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」については、パブリックコメント後に多くの意見が出た上で検討をし直してみようということで今回は終わっております。これは一番大きな問題ですので、後回しにさせていただきたいと思います。個別的な内容である6ページから先に進めたいと思います。右側箇条書きの上の黒丸ですが「1番目と4番目をまとめ、再整理したらどうか」という意見ですが、これはこのとおりの修正をするといった方向で、起草委員会に検討していただくということでよろしいでしょうか。また、下の「特別支援教育を『推進する』のか『体制を整える』のか」という意見については、基本計画のあり方とも関連すると思うのですが、区をはじめとして体制整備といったことですが、積極的に踏み込んで記述してはどうか、というご意見も出ておりますが、基本計画のあり方とも関係してくると思います。体制整備ということになりますと、それに伴っての基本計画が具体化してくると思いますし、逆に「推進する」といった場合ですと、20年後を見据えながら、あまり具体的な体制を決めてしまうと、動けなくなってしまうと思いますので、将来を見据えながらの議論が必要となると思いますが、ここについてはそういった判断が必要となるのではないかと思います。

大原委員：最初は「体制を整える」ということで出てきたのですが、それに対しまして私が「推進する」といった言葉に変えていただきたいと申し上げました。その理由なのですが、「体制を整える」ということになると、今度は「体制とはどのようなものなのか」といったことについても、いろいろと議論があると思います。また教育の問題につきましては、国の縛り、法

的な縛りといったこともあります。国・都の段階から変わっていかねばならないので、やはり区独自でできるものといったこともあります。区独自でできないことも大変多くあります。そうしたことを考えた時に「体制を整える」というよりも、区としてできることを「推進していく」という思いで「推進する」という言葉の方が、20年後を考えた時にも適切な言葉ではないかと考えまして、提案したものです。

会長：体制を整えるということだと、ともすると短期的な枠の中での話にもなりかねないと思いますので、この点については、今、大原委員からもご意見もありましたが「推進する」という方向でよろしいでしょうか。続いて7ページ目にいきまして、-4についてですが、「住機能が変わってきている」ということで、板橋という地理的要因から住宅の変容を予測できるのではないかという意見ですが、中井委員いかがでしょうか。こういった修正は可能でしょうか。

中井委員：ご意見自体はまさにこのとおりであると思います。しかし左の部分をどのように書き直したらよいか私にはイメージが出てこないというのが正直な感想です。良質な住宅ストックという中に、多様な家族構成や、既に多く増えております高齢者や単身者といった世帯、それと同時に、ファミリー向けといった「多様な世帯構成に対応できる」というようなことを付け加えるのが良いのかとも思っています。板橋がどのような方向で今後の住宅や住環境を整備していくのか、または基本的な区民の世帯構成が好ましいのかということとも大きく関係しているので、短期間に大きくこの意見を取り入れて変えるということは難しいのではないかと感じています。

会長：では今の点につきましては、どうしても積極的に変えなくてはいけないということではないと思いますが、起草委員会にさらなる検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

郷野委員：この点については、板橋の住宅対策審議会において答申がなされているはずでして、今後の全体的な住宅に対するイメージとして、どういったものが結論づけられるのか教えていただきたいと思います。

区民文化部長：住宅施策を担当しております区民文化部でございます。住宅ストックの活用については、先に住宅対策審議会から答申をいただいております。基本的には、数的に計算上は充足している状況にあるため、今後は今ある住宅ストック、既に建設された住宅をよりよい方法で管理・活用していくべきという答申をいただいております。一方、さらに次の住宅対策審議会を近々に立ち上げまして「住宅マスタープラン」として、次の5年間の住宅施策について、マスタープランを検討していく予定となっております。

大田委員：一言だけ言わせていただきたいと思いますが、住宅対策審議会の資料も拝見させていただきましたが、基本的には区内の住宅戸数というよりも、最低基準生活以下の世帯が数万あるというように記述されていたと思います。つまり問題は生活最低水準以下の場所にしか住めない人達をどうするのが課題になると思います。ただ東京都も板橋区も自ら公共住宅を建設する考えはありませんので、この課題というのは、ずっと残る可能性があると思います。収入所得に応じた形での最低基準以下の生活をしなければいけない。単純に良質な住宅ストックの形成ということだけで、現実的にこういった形に対応できるのかといった問題は残ると

思います。そういった意味でも基本構想の文言をどうこうということではないが、そういった視点がないとストックの形成ということだけで対応できるのかどうかは検討する必要があると思います。

会長：わかりました。大田委員からもご意見がありました。言葉としては「だれでもゆとりを持って長く住み続けられる」というようなものでないといけないのではないかと、ということだと思いますが、起草委員会で検討していただきたいと思います。それから10ページにまいりまして、「 - 1安全・安心活動に取り組むまち」の項目で、交通安全についても言及が必要である。それから歩行者自身の交通安全マナーの向上についても言及するべきであるという意見です。こちら3月までの当審議会で、いろいろご意見が出た部分ですので、盛り込んでいただけるとありがたいと思うのですが、あまりにも文言が増えてしまい、煩雑になってしまうということであれば、基本計画の具体化の中で考えたらどうかと思います。

大田委員：「 - 4暮らしに便利な道路・交通網があるまち」については、安全を入れたほうが良いと思います。JR西日本の事故のこともありますし、今まで当たり前だと思っていた安全ということをしかりと位置づけたほうがよいという事故だったと思いますので、ここにはないのですが、きちんと「安全」の2文字を入れたほうが良いと思います。

会長： - 4の中に交通体系の整備という項目がありますので、こちらのほうで利便性とあわせて安全性についても記述していくということではいかがでしょうか。次にパブリックコメントにて、駅員の対応、サービスの質の向上といった「バリアフリーのソフト整備」についての記述が必要ではないかという意見もあります。ここは一応、道路交通網の問題を主に扱っているので、バリアフリー全体に広げてしまうとかえって焦点がぼやけてしまうということもあるかと思いますが、下の 印の説明である程度入っているのですが、一応参考にしていただきたいと思います。また「駅員の対応」についてはどう対応できるでしょうか。 - 4の一番上ですと「バス事業者と協力して・・・」のように事業者という表現は入っていますが、具体的な「駅員」とことになった場合にいかがでしょうか。

大田委員：「駅員の対応・サービスの質の向上」というのは、区民の方が望んでいるのは確かなのですが、区の基本構想や基本計画といった記述には、私は馴染まないのではないかと考えています。ハード的なものも含めて、安全やバリアフリーといったことは計画事業としてなり得ますが、あくまでも事業者が事業者の立場で、きちんとしたサービスの改善をしていくべきだと思います。

会長：個々の駅員の話となると困ってしまいますが、趣旨としてはハード面の整備だけでなく、交通事業に従事する方々のソフト面についても重要視してほしいと受け取るべきだと思いますので、もし文言で可能であれば、そういった形で入れていただきたいと思います。

坂口委員：この部分においてもノーマライゼーションの意識改革を進めていくことがむしろ重要であると考えています。駅員の方についてはやはり民間企業の努力であり、もちろんノーマライゼーションの思想が徹底されていけば十分に生かされていくことなので、こうした視点から文言を入れていければ、バリアフリー化という言葉もありますけれども、ノーマライゼーションという考え方を、全体として啓蒙していくという内容が含まれれば良いのではないかと思います。

います。

会長：その点も検討材料としていただきたいと思います。最後 12 ページの個人情報保護の問題ですが、「区民サービスの向上・事務の効率化」ということと並んで、私は入れた方が良くと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。次にデジタルデバイドの問題ですが、どのように入れたら良いのか、私は専門家ではないので、ちょっとわからない部分もあります。やはり「区別」というような表現をしてしまうと問題が出てくると思いますので、少し起草委員会で文言の使い方も含めてご検討いただけますでしょうか。確かにこれから IT に精通した方とそうでない方と問題が起こると困りますし、欧米でも現在問題となっている点ですので、こういった方への配慮をどうしたらよいのかご検討いただきたいと思います。

佐々木委員：今のデジタルデバイドについては、起草委員会に検討していただきたく思います。12 ページの(3)「自治権の拡充」ですが、2 ページ目にも「構想実現のために」の3 番目に「自治権の拡充」という言葉があります。これを区民が見たときにどのように解釈するのか2 ページ目で疑問に思っていました。12 ページにきまして箇条書きで説明をしているのですが、これからの自治権の拡充は、もちろん板橋区が東京都や国からの権能を拡充して、自主権を拡充するということが、当然の流れとして大事ですが、板橋区がもっている権能をいかに区民や地域に拡充をしていくのか、こちらの方が大きな問題・課題だと思っています。住民自治、地域自治、商店街や企業など、地域で暮らしている、生活している、そして地域を守っている人たちの自治の確立をどう進めていくのかといったことが、そこから板橋区の計画をどう作っていくかということが大事だと思っています。しかし自治権の拡充の説明を読みますと、そこまでの理念が入っていないように思いますので、自治権の拡充というのは、上からの権能をより拡充していくことと、地域で生活している人の権能や考え方や自治のあり方ということ、守り育てていく精神が必要であると思います。こういったパブリックコメントも一つの手法ですが、これからはもっと積極的な参加、そして意見・権能・責任といったことが当然必要になってくるだろうと思いますので、「自治権の拡充」の部分はこの両面から、もう一度深く掘り下げていただきたいと思います。

会長：わかりました。「構想実現のために」という中では、今ご指摘の点については、どちらかという(1)の「協働関係の形成」といった項目で全面に出したうえで、最後にまた「自治権の拡充」ということが出ているといった構成になっているのですが、もう一度読み直して、全体を通して指摘のあった趣旨が入っているか私自身も確認したいと思います。

佐々木委員：一言だけ、なぜ今のような意見を言ったかと申しますと、本日、商店街連合会の会長も出席されております。私の家の近くに中板橋商店街がありますが、中板橋商店街から区の産業活性化基本条例を作ってほしいという声がありまして、その中にどうしても商店街の機能を充実してほしいといった提案がありました。役所の方にもお願いをして盛り込んでいただきましたが、現在、商店街のいろいろなところでコンビニエンスストアなどのチェーン店が参入してきますが、商店街の会員には参加しません。しかし商店街は防犯・防災・交通安全・はみ出し陳列防止など、自前で会員を集めて会費を取って活動し、その中から街路灯を点灯させたりしています。ところが会員にならない店は、店の前の街路灯を消しているわけです。そういった中で徴収権を認めてほしい、地域の安全のためにも、商店街で営業するのならば組合に入ることを認めてほしい、ということ言うのですが、これがなかなか認められない

わけです。これからこういった基本構想を作るときに、そういったことでも地域にとってのまちづくりを進める上での権能の拡充は重要な問題だと考えています。

会 長：ご趣旨はよくわかりました。地域の団体ですが、パブリックコメントにも出ているのですが、マンション管理組合と自治会を同列に扱っていいのかという問題もあります。本来自主的に行われているものと、そこにある権限を委譲できるかという問題があると思いますので、そういった面でもみなさまのご意見を踏まえながら、基本計画に盛り込む施策として、検討をお願いしたいと思います。

原田委員：先ほど指摘のあったことは商店街どこでも切実な問題です。そういった優先する課題は、特に大きく取り上げていただきたいと思います。板橋区の予算の中では、以前は商店街の街路灯の補助があったのですが、現実には削られています。区長にも個人的にもお願いしようと思っているくらいです。そういった逆行している面もいろいろとあるので、犯罪などに対する防犯上の明かりの問題は特に大事ですのでお願いいたします。

会 長：趣旨は私も良く把握できますが、委員会を進めていき計画が具体的に話が進むと、個々のお立場からのご意見が強くなっていくのは当然のことかと思えますから、特に抑制するつもりはございませんが、審議会の中で全体の調和を取りながら進めたいと思います。それでは具体的な文案については、大変申し訳ありませんが、起草委員会でさらに議論を進めていただきたいと思います。最後に将来像の「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」について意見をいただきたいと思います。

大田委員：私は個人的にはこれで良いと思っているのですが、ふと考えると説明を求められたときに、どのように答えたら良いのか考えてしまいます。「緑と文化のまち」とは言いますが、現在緑はどんどん減っていますし、文化にしても突出して自慢できるほどの特長はないと感じます。単なる願望なのか、いろいろな団体が出てきているのかと区民の方々から聞かれた時に、これは20年かけてがんばるというスローガンでしかないといった答えにならざるを得ないように感じます。このスローガンが本当に実のあるものにしたいと望んではいるのですが、実際の基本計画となると、意外とこういった点は流されていってしまう場合もあると思います。そういった意味でも「なぜこういったスローガンなのか？」と聞かれた時にどのように答えたらよいかといった疑問があります。

会 長：区民からは、もう少し板橋らしいイメージが湧くような言葉はないのか？といった意見も出ていたと思います。

渡部委員：少し悲観的な見方をしているようですが、他の区から引っ越してきた者から見ると、板橋区は非常に緑が多いと思いますし、文化もあると思います。あまり悲観的に考えず、積極的に見ても良いと思います。もう1点ですが、「いきいき暮らす」という表現については「暮らせる」といった表現の方が良いという意見がありましたが、私は逆に「いきいき暮らす」の方が良いと思います。なぜなら行政が作るのではなく、これからは区民一人ひとりが自ら主体的に生きるということが今回の基本構想に盛り込まれているのではないかと思います。そういう意味では「いきいきと暮らす」つまり区民一人ひとりが主体的に暮らすのだという意気込みがこの中に反映されていて、すごく良い言葉だと思っています。

中村委員：将来像ですが「いきいき暮らす」という言葉がありまして、今のご意見は「区民が自ら自発的にいきいき暮らしていくのだ」という観点からすれば妥当かと思えます。区政やまちづくりに積極的にかかわっている方々の視点から見ると、自らの力でいきいき暮らしていく社会をつくってこうといった考え方になるのではないかと思います。しかし、大方の区民からすると、やはり行政と地域と社会と家庭と皆で協働してつくっていくのですが、やはり主導していくのは行政の指導力でつくってってもらいたい、そういう中で皆が力を合わせていくといった考え方が区民の中に大方あるのではないかと感じます。そういった考え方で言いますと、「それぞれがいきいきとがんばって暮らしていきましょう」という言い方よりも、区民一人ひとりが暮らしていけるためには「行政がバックアップしていきますよ」という感覚、「安心して暮らしていけるように、行政が主導していくから、みなさまで力を合わせて行きましょう」といった言い方が受け入れやすいのではないかと思います。もう一つ板橋区の緑や文化がどうなのかという点ですが、確かに緑が少なくなっているのですが、なおさら将来像としては、この板橋区にもっと緑も文化も発展させていこうという将来像を持って進んでいくのが良いと思います。

会長：これは毎回出てくる議論であり、語感の問題も含めて、なかなかまとまらないのですが、少なくとも「緑」といった表現の中には、自然環境だけでなく板橋区は環境問題に積極的に取り組んできているので、緑・水・環境ということも含まれているということは共通理解として受け止めていただきたいと思えます。文化というの、いわゆる狭い意味での文化ということではなく、基本的な理念として、地域の街並み一つとっても文化的な要素であり、そういった意味で広く捉えています。今まで議論が上がっていったのは「いきいき暮らす」よりは、従来のように「活力ある」という表現の方が良いというような議論と、どちらかという住民の方々の視点に立ってまとめていこうという中で、今回は住民の主体性、自らの問題として考えようということでもまとまっています。これは毎回毎回やってもキリがないのですが、委員の方も5人の方が代わったところであり、次回までにもう一度、各委員に検討をお願いしたいと思います。基本的にはこれで答申したいとは思いますが、どうしてもこれではだめだということであれば、修正したいと思います。ここだけは、起草委員会をお願いすることではなく、みなさまで考えたいと思えます。

三橋委員：私も全体にはよくできていると思うのですが、20年後の板橋がどうなっていくのかということをお考えすると、非常に慌ただしくガサガサとしたまちではなく、今スローフードなどに代表されるような、ゆっくりとした豊かなまちというイメージが必要ではないかと思っています。生きがいがあるまちで、長く住んでいたいまちというイメージがあっても良いのかなと思います。「生活にゆとりのある、落ちついたまち」みたいなイメージが20年後の板橋の一つのイメージとしてあるのではないかと思います。それが今の「いきいき暮らす緑と文化のまち」という標語で表わしていることができなければ良いと思うのですが、今は少しニュアンスが違うのかなと思います。

大原委員：この次に検討していただくということで結構なのですが、私達が今まで時間をかけてやってきたことの根本のところ、行政主導の板橋区ではなく「区民を主体とした板橋区」を作っていくということが一番にあるはずだという話し合いをしたと思えます。ですからここに掲げられていること的主語はすべて「区民」でなければいけないと思えます。根本を覆す

のかどうかということが大変重要な問題としてあるのではないかと思います。出発のところで話し合ってきた「区民主体の板橋区」ということは忘れてはいけないことではないかと思います。

会 長：経緯は私も十分承知しているつもりではありますが。ただ今回から委員の方々が入れ変わっていることもありまして、今までの積み上げにつきましてもただ継続性があるということだけで押し切っては問題があると思いますので、その点ももう一度少し議論したいと思っている次第です。その点をどうぞご理解いただければと思います。それでは4番目の「基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」は、本日は事務局より資料をご説明いただき、審議については、次回以降に行いたいと思います。

3 基本計画に盛り込むべき施策のあり方について 事務局より資料4について説明した。

会 長：ご説明いただきましたが、中身に入るのは次回にしたいと思いますが、次回の審議会では、ご説明させていただいたものに肉付けしたものを検討していくということでご理解いただければと思います。

4 その他・閉会

会 長：それでは長時間にわたってありがとうございました。最終答申に向けまして、区民の方々のパブリックコメントも取り入れながら、審議していきたいと思っていますので、次回以降もよろしく願いいたします。また起草委員の方々にはいろいろと宿題をお願いしてしまって恐縮でございますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは次回のこと等々、事務局からご説明をお願いします。

事務局：次回の第11回審議会は、7月11日（月）15時から17時までです。第12回については、8月19日（金）15時30分から17時30分ということで日程が決まりました。内容といたしましては、基本構想についてということと、先ほど資料4でご説明した「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」についてご審議をたまわればと思っています。そして最終回が9月9日（金）14時から16時ということでございます。なお、その前の資料5につきましては、新しい審議会委員名簿とその裏には幹事の名簿が載っております。

会 長：それでは本日はどうもありがとうございました。最後に再確認ですが、パブリックコメントをいただいたことについての当審議会の対応等につきましては、6月中旬の区の広報紙に掲載すると同時に、区のホームページでも公開する予定です。本日詰め切れなかった部分については、起草委員の方々とも相談しながら会長の私の方に一任いただいて、7月11日の次回審議会にてご報告いたしますので、ご了承いただきたいと思います。本日はどうも長い時間ありがとうございました。

所管課

政策経営部 政策企画課 計画担当 （電話 3 5 7 9 - 2 0 1 1）